

先端設備等に係る固定資産税の特例（令和7年4月1日以降取得分）

対象となる固定資産	特例割合	取得時期	特例適用期間 (減免期間)	確認書類等	根拠法令等	備考
地方税法附則第15条44項に規定する先端設備等（賃上げ（1.5%以上）目標設定事業者）	1/2	R7.4.1 ～ R9.3.31	新たに固定資産税が課税される年度から3年間	①先端設備等導入計画に係る認定書の写し ②認定を受けた先端設備導入計画の写し ③先端設備等に係る導入計画に関する確認書の写し ④先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し ⑤リース契約見積書の写し ※リース契約の場合	地方税法附則第15条第44項	〈先端設備等の要件〉 下記対象設備のうち、以下の要件を満たすもの ●要件：年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 〈対象設備〉（最低取得価格） ●機械装置（160万円以上） ●工具（30万円以上） ●器具備品（30万以上） ●建物附属設備（60万以上） 注：構築物、事業用家屋、ソフトウェアは対象外
地方税法附則第15条44項に規定する先端設備等（賃上げ（3.0%以上）目標設定事業者）	1/4		新たに固定資産税が課税される年度から5年間	⑥公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し ※リース契約の場合		